

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和6年10月28日
国土交通省
物流・自動車局

国土交通省では、令和6年9月19日から令和6年10月18日まで、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和6年9月19日（木）～令和6年10月18日（金）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：インターネット、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数 7件

3. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 保障制度参事官室
電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 41443）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

	御意見の概要	国土交通省の考え方
1	<p>自賠法 e-文書規則で自賠証の画像データ等をスマートフォン等の端末に保存して携行する場合、例えばその車両を家族や知人に貸して運航した場合だと自賠責証を提示できない。</p> <p>レンタル電動キックボードの場合は業者へ連絡する等対応しているみたいですが、事故後の対応も遅れることから、紙での対応をなくすのであれば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車検シールのように車両に張り付けること ・車両の製造番号等から特定し、検索できるようにすること <p>も加えて現場ですぐに対応できるようにしていただきたい。</p> <p>電子化による情報は所有者任せではなく、購入した車両に紐づけられる保険という特性であることから、車両製造番号に対して紐づけら素早く対応できるようにすべきである。</p> <p>提示しないことによる後付けに罰則よりも、情報の紐づけから自賠責に未加入の所有者に対しては猶予期間を設けて罰則を与えることも規則に加えなければ周知は不可能だと考えます</p> <p>この状態では”持ってる””持ってない”とか、”どっかにあるはず”といった現場での水掛け論が絶えないだけでなく、電子化によるメリットも享受されないの で、対応してください</p>	<p>本省令改正は、従来の紙による証明書の発行に加え、ユーザーが希望すればデジタル証明書の利用が可能になるものであり、引き続き紙の証明書の利用も可能です。また、電磁的記録による証明書の共有が可能となっており、自動車を家族や知人等が運転する場合は、事前に電磁的記録による証明書を共有し、備え付ける必要があります。また、強制保険としての自賠責の実効性を担保するため、自動車検査証の有効期間中有効な自賠責に加入していない限り、新規登録や自動車検査証の交付等の処分を受けることはできないこととしております(自動車損害賠償保障法第9条5項)。これにより強制保険を担保した上で、その締結を確認するための提示義務を規定しております。</p>

2	<p>概要(2): 証明書の作成について、電磁的記録を用いる方法により、履行可能とする。 について意見提出になります。</p> <p>自動車登録手続きでは、自動車損害賠償保障法第9条第1項以外の手続きでは自賠責保険の提示が義務付けられていません。</p> <p>このため、例えば ナンバー(登録番号)変更手続きを行った際には 車検証と自賠責保険証明書では登録番号の記載に差異が生じます。 このときに当該車両の所有車・使用者は自賠責保険の記載内容変更の手続きを行う義務がありますが、</p> <ul style="list-style-type: none">・変更手続き中や手続きを怠って放置している間に交通事故が発生し自賠責保険賠償請求手続きに入ったとき、記載内容の差異により対象車両が絡む事故なのか真正が疑われる可能性があります。 <p>こうしたときに当該交通事故被害者は第3者に当たるため、真正を証明できません。</p> <p>被害者請求手続きを念頭に、 実際の請求手続きでは当該事故の交通事故証明書を添付しますが</p> <ul style="list-style-type: none">・交通事故証明書には登録番号と自賠責保険証明書番号しか記載されておらず、車台番号の記載がありません。・自賠責保険証明書には登録番号と車台番号の記載があります。 <p>添付書類ではありませんが</p> <ul style="list-style-type: none">・車検証には登録番号と車台番号の記載があります。	<p>証明書の記載事項について変更がある場合、自賠法第7条第2項に基づき、保険契約者が記載変更の手続きを行う必要があります。今般、保険業界で構築中の共同データベースにより、保険契約者は、証明書の記載変更について、オンラインでの申請が可能となり、更新後の証明書を直ちに入手することが可能となるため、請求の迅速化及び負担軽減に繋がるものと承知しております。</p>
---	--	--

	<p>このため上記3つの書類を参照すれば真正はおのずと証明され、自動車損害賠償保障法第1条の理念の実現に資すると考えます。</p> <p>【意見本旨】</p> <p>そこで、省令案に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.自賠責保険証明書の記載内容と車検証の記載内容に差異がある 2.自賠責保険の賠償請求が行われている <p>のいずれの条件を満たしている場合、</p> <p>例えば各運輸支局・軽自動車検査協会の自賠責取扱窓口を通じて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故被害者(その代理人を含む)の請求によって、電磁的記録を用いる方法により証明書の内容変更を可及的速やかに履行できる ・本人と損害保険料率機構とその事務所に対し交付できる <p>ということを追加することを提案します。</p>	
3	<p>第一に、デジタル化の進展に伴うセキュリティリスクが顕在化する恐れがあるという点です。自賠責保険証明書を電磁的記録により取り扱うことで、物理的な証明書の備付けや提示の手間を省けることは確かに利点ですが、一方で、これに伴うデータ管理やサイバーセキュリティの脆弱性が新たな課題として浮上します。特に、共同データベースを構築してデジタル証明書の交付を可能にするという部分については、システム障害や不正アクセスによるデータの漏洩・改ざんリスクが懸念されます。もしデータベースが一時的に機能しなくなった場合、証明書の提示義務を果たせない事態が発生する恐れがあり、その際の対処法が明確に規定されていない点は不安要素です。</p>	<p>第一及び第三のご意見について、共同データベースの不具合等によって証明書の提示ができない場合、提示を拒み、又は妨げたときにあたらなければ、提示義務違反(自動車損害賠償保障法第89条第3項)になりません。</p> <p>また、今般、保険業界で構築中の共同データベースにおけるセキュリティ対策につきましては、公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)の安全対策基準、電子署名及び認証業務に関する法律第2条に定める電子署名の要件および同法施行規則第2条に定める電子署名の安全性の基準を遵守し</p>

また、サイバー攻撃のターゲットとなった場合、個人情報や車両情報が流出するリスクも無視できません。特に、デジタル化によって証明書情報を一元的に管理することは、攻撃者にとって非常に価値のある標的となり得ます。これに対する対策が十分でないまま、全面的に電子化を推し進めることは非常に危険であり、まずは十分なセキュリティ対策の整備を優先すべきです。

第二に、デジタル化による証明書の交付は、一部のドライバーにとって不便を強いる可能性があります。特に高齢者やITリテラシーが低い層に対して、紙ベースの証明書からデジタル証明書への移行は、使い方や操作方法に対する不安や混乱を招くことが予想されます。現時点で、全てのドライバーがスムーズにデジタル証明書を利用できる環境が整っているとは言い難く、IT機器の操作に慣れていない人々への負担を軽減するための具体的な措置が講じられていない点は大きな問題です。

さらに、デジタル証明書の交付に対応するためのインフラ整備には多大なコストがかかります。システムの構築・運用費用は、最終的に税金や保険料として消費者に負担が回ることが考えられ、特に経済的に余裕のない人々にとってはこれが新たな負担となる可能性があります。

第三に、デジタル証明書の運用に関するトラブルや混乱が懸念されます。たとえば、通信障害やサーバーダウンなどの技術的な問題が発生した場合、警察官による車両検査や交通違反取締りの際に証明書が提示できないという事態が想定されます。そのような場合の対処方法について具体的な指針が示されていないため、実際の運用において混乱が生じる可能性が高いです。特に、地

た仕様にする等の対応が講じられているものと承知しております。

第二のご意見について、本省令改正は、従来の紙による証明書の発行に加え、ユーザーが希望すればデジタル証明書の利用が可能になるものであり、引き続き紙の証明書の利用も可能です。よって、ユーザーの利便性向上に資するものと承知しております。

また、当該共同データベースは保険業界において構築されているものであり、保険料については自動車損害賠償責任保険審議会において諮問され、決定されているものと承知しております。

	<p>方部や通信環境が不安定な地域では、デジタル証明書の使用に伴う問題が多発することが懸念されます。</p> <p>以上の理由から、本改正案に対しては慎重な姿勢を取るべきであり、全面的な導入には反対します。デジタル化自体は時代の流れに即した取り組みであるものの、まずはセキュリティ対策や利用者のITリテラシー向上のための具体的な措置を講じ、十分な準備が整った段階で段階的に進めるべきです。システム障害やセキュリティリスク、そしてユーザー側の利便性を十分に考慮せずに導入を進めることは、かえって国民の信頼を失う結果を招きかねないため、慎重な検討が必要です。</p>	
4	<p>賛成です。</p> <p>今までも車検の際に自賠責証券を紛失しているユーザーに対しては、他代理店経由で再発行の手続きに時間がかかったり、1か月分多くの保険期間で加入するために金銭的負担が発生しています。</p> <p>今回の省令により、電磁的に確認ができ、かつ保険内容をコピー用紙などのプリントアウトで確認することが出来れば、ユーザーの負担なく保安基準適合証を発行することが可能になると理解します。</p> <p>検査の効率化にも寄与出来ることが期待できます。</p> <p>有難うございます</p>	<p>本省令改正への賛成のご意見ありがとうございます。</p> <p>今後とも国土交通行政へのご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>

5	<p>自賠償証明書データと電子車検証と紐づけできないのか。 2つも3つもあると確認が不便。 1つに集約できればとても楽ではないか。 せっかく簡略出来そうなものがあるのに、なぜできないのか。 簡略できれば、現場の負担軽減できそうだ。</p>	<p>貴重なご意見として今後の施策検討の参考とさせていただきます。今後とも国土交通行政へのご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
6	<p>自賠償証明書の電子化について、現在自賠償証明書の提示する状況として、自動車事故時の事故処理の時、車検時(陸運局への持込車検)の保険期間の有効確認があります。事故処理の時、手元に電子化された証明書が無い場合(車の使用者以外が運転する場合)事故処理の方がその自賠償証明書のデータをデータベースより確認がとれるのでしょうか？持込車検時に自賠償証明書の有効期限の確認について、現在証明書(紙媒体)があることによって、車検持込当日に自賠償証明書を発行した場合であっても問題なく証明書の有効期限が確認がとれます。データベースを活用との事ですがどの時点でデータベースに登録されるのでしょうか？証明書発行時、それとも自賠償の精算時？JA 共済については e-jibai のデータが翌日でないと反映されません。持込車検時にデータベースからの確認ができるのでしょうか？電子的な発行の場合のデータを誰が提示するのですか？電子化された証明書のデータが無い場合、次回車検時に保険期間の重複(余分な保険料)が発生しますこれについては問題はないのでしょうか？</p>	<p>電磁的記録による証明書の共有は可能となり、自動車を家族や知人等が運転する場合は、事前に電磁的記録による証明書を共有し、備え付ける必要があります。各保険会社等からその旨をユーザーに周知されるものと承知しております。</p> <p>電磁的記録による証明書の詳細な取扱いにつきましては、各保険会社等にお問合せください。</p>

7	<p>自賠責の電子化は賛成です。 自賠責データは電子車検証に格納すれば良いと思います。</p>	<p>本省令改正への賛成のご意見ありがとうございます。 貴重なご意見として今後の施策検討の参考とさせていただきます。今後とも国土交通行政へのご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
---	---	--